

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例

の一部が改正されました 平成 23 年 4 月 1 日施行

改正の目的・背景

青少年による携帯電話の不適切な利用が社会問題になったことを受け、国は、携帯電話事業者に対し、青少年が利用する携帯電話には、フィルタリングサービスを提供するように義務付ける法律(※)を制定し、平成 21 年 4 月 1 日から施行されています。

しかし、この法律では、保護者が利用しない旨の申出ができることとなっていることから、必ずしもフィルタリングサービスが提供されていない状況となっており、県内においてもフィルタリングサービスが提供されていない携帯電話を使用して、青少年が性被害に遭う事案が発生しています。

青少年が携帯電話のインターネット機能を利用して、有害情報を閲覧することを防止するためには、フィルタリングサービスを利用することが、非常に有効な手段であることから、静岡県では、条例を改正し、青少年の保護者及び携帯電話事業者等に対し、次の義務を定めることとしました。

※青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

保護者の義務

◆ フィルタリングの努力義務

保護者は、青少年が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける場合には、フィルタリングサービスを利用するように努めなければなりません。

◆ 書面提出義務

青少年が、フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることができるのは、次の①から③のいずれかの理由がある場合に限られます。

この場合、保護者は、理由を記載した書面を携帯電話事業者に提出しなければなりません。

【フィルタリングサービスを利用しない理由】

- ①青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで業務に著しい支障を生ずる
- ②青少年が障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングサービスを利用することで日常生活に著しい支障を生ずる
- ③保護者が、青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握することにより、青少年が有害情報を閲覧することがないようにする

携帯電話事業者等の義務

◆ 説明及び説明書の交付義務

携帯電話事業者やその代理店等は、保護者から青少年が使用する携帯電話に関し、フィルタリングサービスを利用しない旨の申出を受けたときは、フィルタリングサービスの内容などを説明するとともに、これらの事項を記載した説明書を交付しなければなりません。

※この他にも事業者に対しては、書面の保存義務等を定めました。

◎条例の施行は、平成 23 年 4 月 1 日となります。

◎保護者の方は、青少年の利用する携帯電話には、フィルタリングサービスを利用するように努めてください。

この条例に関するお問い合わせは

静岡県教育委員会 社会教育課 青少年班

電話 054-221-3313 FAX 054-221-3362

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

E-mail kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp